

入 札 公 告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成26年12月11日

分任支出負担行為担当官

那覇空港事務所長 大坪 守

1. 工事概要

- (1) 工 事 名 那覇空港第1RX局舎撤去工事
- (2) 工事場所 那覇空港第1RX局舎
沖縄県那覇市字当間（航空自衛隊那覇基地内）
- (3) 工事内容 本工事は那覇空港第1RX局舎の撤去工事を行うものである。
RX局舎：CB造 平屋建
延床面積 92.9 m²／建築面積 92.9 m²
局舎建物撤去 一式
電灯設備撤去 一式
構内配電線路撤去 一式
空気調和設備撤去 一式
給排水衛生設備撤去 一式
外構工事（コンクリート舗装） 一式
- (4) 工 期 契約締結の翌日から平成27年3月20日まで
- (5) 本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後VE方式の試行工事である。
- (6) 本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。
- (7) 本工事は、入札等を電子入札システムで行う対象工事である。
なお、電子入札システムによりがたい者は、発注者の承諾を得て、紙入札方式に代えることができる。

2. 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 開札時までには大阪航空局の平成25・26年度一般（指名）競争参加

資格者のうち「建築工事業」で、B又はC等級の認定を受けていること。

(会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき、更生手続き開始の申し立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき、再生手続き開始の申し立てがなされている者については、手続き開始の決定後、大阪航空局長が別に定める手続きに基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。)

なお、当該資格を有していない者については、「競争参加資格に関する公示」(平成24年10月1日付官報)に記載されている申請方法等により、競争参加資格の申請を受け付ける。

- (3) 会社更生法に基づき、更生手続き開始の申し立てがなされている者又は民事再生法に基づき、再生手続き開始の申し立てがなされている者(2.(2)の再認定を受けた者を除く。)でないこと。
- (4) 競争参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)及び競争参加資格確認資料(以下「資料」という。)の提出期限の日から開札までの期間に、大阪航空局長より航空局所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領(昭和59年6月28日付空経第386号)に基づく指名停止を受けていないこと。
- (5) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (6) 以下に定める届出の義務を履行していない建設業者(当該届出の義務がない者を除く。)でないこと。
 - ・健康保険法(大正11年法律第70号)第48条の規定による届出義務
 - ・厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第27条の規定による届出義務
 - ・雇用保険法(昭和49年法律第116号)7条の規定による届出義務
- (7) 沖縄県内に建設業法に基づく本社、支店又は営業所があること。
- (8) 平成11年4月1日以降に完成・引き渡し完了した、下記の要件を満たす工事(以下「同種工事」という。)の実績を有する者であること。

(元請けとしての実績に限る。共同企業体の構成員としての実績は、出資比率20%以上の場合に限る。)

なお、当該実績が平成13年4月1日以降に完成した国土交通省の発注した工事である場合は、工事成績評定の評定点が65点未満であるものを除く。

【同種工事】

- ・内容：撤去、新築又は増築。

- ・用途：問わない。
 - ・構造：C B造、R C造又はS R C造。
 - ・階数：問わない。
 - ・規模：延床面積80 m²以上。
- (9) 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を本工事に専任で配置できること。ただし、建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第3項に該当しない場合は、専任の義務は要しない。
- 1) 1級建築施工管理技士、2級建築施工管理技士（種別は「建築」に限る。）、1級建築士又は2級建築士若しくはこれらと同等以上の資格を有する者と国土交通大臣が認定した者であること。
 - 2) 2.(8)に掲げる工事の経験を有する者であること。
 - 3) 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
 - 4) 競争入札に参加しようとする者との間で、直接的かつ恒常的な雇用関係があること。これを証することができる資料を求めることがあり、その提示がなされない場合は競争入札に参加できないことがある。
 - 5) 主任技術者又は監理技術者の専任を要しない期間は以下のとおりとする。
 - ① 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間。（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事が開始されるまでの期間。）
 なお、現場施工に着手する日については、請負契約の締結後、監督職員との打合せにおいて定める。
 - ② 工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続き、後片付け等のみが残っている期間。
 なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、請負者に通知した日（例：「完成検査確認通知書」等における日付）とする。
- (10) 大阪航空局及び那覇空港事務所が発注した建築工事で、平成24年4月1日以降に完成した施工実績がある場合においては、これらに係る工事成績評定の平均が65点以上であること。
- (11) 競争入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。（資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）
- (12) 本工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。
- 1) 「本工事に係る設計業務等の受託者」とは、次に掲げる者である。

・(株) 林設計事務所

2) 「当該受託者との間に資本若しくは人事面において関連がある建設業者」とは次の①又は②に該当する者である。

- ① 当該受託者の発行済株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資をしている建設業者。
- ② 建設業者の代理権を有する役員が当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者。

3. 入札手続き等

(1) 担当部局

〒901-0143 沖縄県那覇市安次嶺 531-3

国土交通省 大阪航空局 那覇空港事務所 総務部 会計課 門吉
電話番号 098-859-5106

(2) 入札説明書の交付期間、場所及び方法

交付期間 平成26年12月11日(木)から平成26年12月25日(木)まで。(土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、09時00分から17時00分までの間。)ただし、見積りに必要な図面、仕様書等については、競争参加資格の結果の通知に併せて配付する。

交付場所 1) 3.(1)担当部局

交付方法 無償にて貸与する。ただし、関係書類の交付・返却に要する費用は実費負担とする。

なお、(1)の交付場所以外で入札説明書の交付を希望する場合は、(1)に事前連絡のうえ、大阪航空局管内の空港事務所等で交付を受けることができる。

(3) 申請書、資料の提出期間、場所及び方法

提出期間 平成26年12月11日(木)から平成26年12月25日(木)まで。(土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、09時00分から17時00分までの間。)

提出場所 3.(1)に同じ。

申請書及び資料は、郵送(宅郵便を含む。以下同じ。)又は持参により提出すること。(部数1部)ただし、いずれの場合も必ず電子入札システムにより提出すること。

(4) 入札及び開札の日時、場所、入札書の提出方法

入札書は、平成27年1月19日(月) 17時00分までに、電子入

札システムにより提出すること。ただし、電子入札システムによりがたい場合は、発注者の承諾を得たうえで、開札日時までに3.(1)あて持参すること。(郵送又は託送による提出は認めない。)

開札は、平成27年1月20日(火) 10時00分、那覇空港事務所統合庁舎2階入札室において行う。

4. その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札保証金及び契約保証金
 - 1) 入札保証金 免除。
 - 2) 契約保証金 免除。
- (3) 入札の無効
本公告に示した競争参加資格のない者がした入札、申請書又は資料に虚偽の記載を行った者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- (4) 配置予定監理(又は主任)技術者の確認
落札者決定後、CORINS等により配置予定技術者の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。
なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合の外は、申請書の差替えは認められない。
- (5) 専任の監理(又は主任)技術者の配置が義務付けられている工事であって、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合、専任の監理(又は主任)技術者とは別に、同等の要件を満たす技術者の配置を求めることがある。(入札説明書参照)
- (6) 手続きにおける交渉の有無 無。
- (7) 契約書作成の要否 要。
- (8) 本工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 無。
- (9) 関連情報を入手するための照会窓口 3.(1)に同じ。
- (10) 一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加
2.(2)に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も3.(3)により申請書及び資料を提出することができるが、競争入札に参加するためには、開札の時において、2.(2)に掲げる資格の認定を受けていなければならない。
- (11) 契約後 VE の提案

契約締結後、受注者は設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等に係る設計図書の変更について、発注者に提案することができる。提案が適正と認められた場合には、設計図書を変更し、必要があると認められる場合には請負代金額の変更を行うものとする。詳細は特記仕様書等による。

- (12) その他詳細は入札説明書による。